

強度行動障害者等の受入れ環境整備事業実施要綱

8 福祉障地第 4 5 号

令和 8 年 4 月 1 5 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づき指定された、同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び同条第 18 項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を実施する事業所において、強度行動障害者等の重度障害者の受入れに必要な居室環境等を整備することにより、その受入れを促進し、もって障害者（児）の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、都内で短期入所又は共同生活援助を行う事業者とする。

（事業の単位及び内容）

第 3 条 本事業は事業所ごとに実施し、強度行動障害者等の重度障害者を受け入れるために必要な居室環境等の整備を行うものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合を除き、他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は除くものとする。

（費用の補助）

第 4 条 この要綱に基づく事業につき、実施主体である事業者が要した費用について、東京都は別に定める基準に基づき、予算の範囲内において補助する。

（委任）

第 5 条 この要綱の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 5 日から施行する。